

# ガルーダ・サポーターズのしおり

## 「ガルーダ・サポーターズ」って何？

「ガルーダ・サポーターズ」とは、**市民ボランティア団体**です。

## 「ガルーダ・サポーターズ」はいつ設立したの？

2009年1月25日に準備会が発足し、同年6月14日に正式に設立しました。まだ、できたてのほやほやです。

## 「ガルーダ・サポーターズ」の目的は？

「EPA協定に基づきインドネシアから来日する介護福祉士及び看護師（日本での国家資格を指す）候補者等（以下、「候補者等」と言う。）が「日本に来て良かった」と思えるより良き生活をおくれる環境を整備するとともに、日本とアジアの医療・介護の質を向上させ、もって人々の福祉を増進するため、候補者等への支援など必要な活動に取り組むことを目的とする」（規約より）

## 「ガルーダ・サポーターズ」はどのようなことをやっているの？

- （1）候補者等及び受け入れ介護施設・病院への支援
- （2）社会への啓発及び政策提言
- （3）その他目的の達成に必要な活動

## 「ガルーダ・サポーターズ」の会員はどういう人？

## 「ガルーダ・サポーターズ」運営の資金は？

# 2009年度 事業計画

2008 年来日した 208 名の候補者と、2009 年に来日する候補者、およびその受け入れ介護施設・病院を対象として、以下のような事業を行う。

## 1. SOS 相談コール対応

- ・毎日夜 21 時まで専用携帯電話 1 台で対応。インドネシア人の方がインドネシア語で相談に応じる。
- ・必要があれば、現地に出向いて相談に応じる。

## 2. 日本語学習支援

- ・他団体の支援・事業も考慮しつつ、プロジェクト（班）で支援方法を検討し実施する。
- ・eラーニングなどの方法も検討する。

## 3. 『ガルーダ・ネットワーク会員の集い』支援

- ・関東と関西で、今年度 1 回ずつ開催に向けて支援する。

## 4. パソコン・携帯電話提供の可能性の模索

- ・日本語学習、情報交換などのために必須であるパソコン・携帯電話提供の可能性を模索する。
- ・2008 年候補者も、2009 年候補者にも広報する。

## 5. 受け入れ介護施設・病院との連携を密にし、支援を行う

- ・受け入れ介護施設・病院と候補者との情報交換を密にして、必要な支援・できる支援を個別に実施する。

## 6. ホリデイ・ホームステイ事業検討

- ・受け入れ介護施設・病院の協力を得ながら少しずつ実施する。

## 7. ニュース発行・ホームページ

- ・年間 6 回程度の「ガルーダ・ネットワークニュース」発行
- ・年間 6 回程度の「ガルーダ・サポーターズニュース」発行
- ・随時ホームページの更新

## 8. その他

- ・適時、問題点・改善案・要望事項などを諸機関に提言・発信していく。

以上の事業を行うのに、以下の 3 つの委員会を設ける。日本語学習支援委員会・SOS 相談コール対応委員会・広報委員会。

# 2009 年末までに実施してきたこと

## 1. SOS 相談コール対応

コール内容はおおむね3つ。①インドネシア語で話をしたい、②ちょっとした相談（買い物・週間他）、③大きな悩み（疑問などを職場の人にどういう言葉で質問すればいいかわからない）3月・4月は多かったが、その後は月に5件程度。

## 2. 『来日候補者の集い』の場作り

- ◆6・14 東京 『設立の集い』200名（内、来日候補者40名）
- ◆11・28 大阪『集い in OSAKA』150名（内、来日候補者19名）

## 3. 『国家試験対策合宿講習会』 看護師候補者向けに、東京で実施。

2009年年末に、2泊3日で実施。宿泊は、会員宅へのホームステイ。

## 4. パソコン・携帯電話提供の可能性の模索

2010年年始より無料でパソコン本体とインターネット環境の整備をする企業を紹介する予定。

## 5. 制度改善・見直しについて『提言』作成

## 6. ニュース発行・ホームページ

- ・「ガルーダ・サポーターズニュース」No.1、No.2、No.3、No.4 発行  
（会員、受け入れ病院・施設、その他関係者）
- ・「ガルーダ・ネットワークニュース」No.1、No.2、No.3 発行  
（候補者向けインドネシア語）
- ・随時ホームページの更新

## 8.

.

# 予算

## 2009年度『ガルーダ・サポーターズ』予算(案)

(今年度のみ 2009年1月25日～2010年3月31日)

### <収入>

項目	予算1	備考
2009年度会費	600,000	2000円×300口 (現在 175口)
イベント収入	200,000	2000円×100名
寄付	700,000	現在 488,300円
その他	100,000	執筆料・広告料その他
<b>収入合計</b>	<b>1,600,000</b>	

### <支出>

項目	予算	備考
事務局費	450,000	電話代・印刷代など 30,000円×15ヶ月
通信費	100,000	発送 他
SOSコール受け	390,000	30,000円×13ヶ月
事業費	600,000	
予備費	60,000	
<b>支出合計</b>	<b>1,600,000</b>	

種々の補助金・研究費などの委託を受ける努力をし、受託した場合には予算を変更していく。

# 2009年度 役員

(50音順)

## 共同代表

1	益 加代子	神戸市看護大学助教
2	スジャルオ	埼玉・大和田病院医師
3	富永さとる	パブリック・ベネフィット研究所代表/全国公益法人協会・NPO サポートセンター客員研究員
4	中村大蔵	阪神共同福祉会園田苑施設長
5	本多敏子	日本国際協力センター日本語講師
6	宮崎和加子	健和会・看護介護政策研究所所長 当団体事務局長

## 運営委員

1	尾崎純郎	メディカ出版
2	桂木誠志	(財)日本医療労働会館専務理事
3	清沢聖子	東京介護福祉労働組合書記長
4	日下修一	獨協医科大学看護学部准教授
5	白仁田敏史	長崎・宅老所グループホームあんのん代表
6	武井幸穂	特定医療法人健和会副理事長
7	丹 マウラニ	通訳・翻訳
8	土井義昭	行政書士ドゥ福祉法務事務所代表
9	ニヤマン	とりで医院所長
10	丹羽未紀子	NPO 法人 ICA 文化事業協会
11	林 亨	メディカ出版
12	松野明久	日本インドネシア NGO ネットワーク代表/大阪大学教授
13	宮澤美代子	東京・永生病院 法人本部相談役

## 監事

1	館石宗隆	札幌保健所所長・医師
2	加治屋聡恵	インドネシア語通訳・翻訳

## ガルーダ・サポーターズ規約

(名称)

第1条 この組織の名称は、ガルーダ・サポーターズ（以下、「本会」と言う。）とする。

(住所)

第2条 本会の住所は、「足立区柳原1-9-13」とする。

(目的)

第3条 本会は、EPA協定に基づきインドネシアから来日する介護福祉士及び看護師（日本での国家資格を指す）候補者等（以下、「候補者等」と言う。）が「日本に来て良かった」と思えるより良き生活をおくれる環境を整備するとともに、日本とアジアの医療・介護の質を向上させ、もって人々の福祉を増進するため、候補者等への支援など必要な活動に取り組むことを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 候補者等及びそのネットワーク並びに受け入れ介護施設・病院への支援
- (2) 社会への啓発及び政策提言
- (3) その他目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する個人または団体で、次条の規定により会員となったものをもって構成する。

2 本会の会員は、それぞれ総会における1票の議決権を有する。

(入会)

第6条 新たに本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を運営委員会に提出するものとし、運営委員会において、前条第1項に定める要件を満たし、入会が適切であると認める場合に、会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費の額はそれぞれ次の種別に応じ、次に掲げる額とする。

- (1) 個人 1口を2千円/年とし、1口以上
- (2) 団体 1口を2千円/年とし、5口以上

(退会・除名)

第8条 本会を退会しようとする会員は、退会の意志を運営委員会に報告し、任意に退会することができる。また、会員が次の号のいずれかに該当するときは、該当者に弁明の機会を与えた上で、総会の決議を経て除名することができる。

- (1) 2年度以上会費が未納の場合
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけるか、また目的に違反する行為をしたとき

(抛出金の不返還及び利益の非分配)

第9条 会員がすでに納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

2 剰余金は、これを分配しない。

(総会)

第10条 総会は、本会のすべての会員をもって構成する。

(総会の権能)

第11条 総会は、この規約に別に定めることのほか、次の事項を決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 運営委員及び監事の選任及び解任
- (3) 事業の報告及び決算の承認
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 会員の除名

(総会の開催)

第12条 総会は年に1回以上、必要に応じ、運営委員会の決議に基づき共同代表が招集する。

- 2 総会の定足数は会員総数の5分の1以上の出席とする。
- 3 運営委員会が別に定める細則の方法により、会員の全員に異議がないと認められるとき、総会で議案が決議されたものとみなす。
- 4 総会への議案の提出は、運営委員会の決議に基づき共同代表がこれを行う。
- 5 前項の規定にかかわらず、運営委員または監事の解任の動議は、会員総数の5分の1以上の連名をもって会員が提案することができる。

(総会の決議)

第13条 総会の決議は、この規約に特別の定めがあるものを除き、出席した会員の過半数をもって決する。

- 2 運営委員会は、必要と認めるとき、会員の書面又は電磁的方法による表決の方法を定めるものとする。
- 3 前項の表決をした会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議長は、表決権を有しない。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(運営委員)

第14条 本会に、運営委員を置く。

- 2 運営委員は、総会及び運営委員会の決議にしたがい、本会の業務の執行にあたる。

(監事)

第15条 本会の活動の執行状況および財産の状況を監査するため、本会に若干名の監事を置く。

- 2 監事は、毎年、監査報告書を作成し、総会に報告しなければならない。

(解任)

第16条 運営委員、監事が次号のいずれかに該当するときには、総会は該当者を解任することができる。

- (1) 職務の執行にあたれないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他当該役職にふさわしくない行為があると認められるとき

(運営委員等の任期)

第17条 運営委員及び監事の任期は、選任の日から開始し、選任後1年以内に終了する事業年度に関する決算を審議する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第18条 本会に、すべての運営委員によって構成される運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の決議は、運営委員会に出席した運営委員のうち、決議について特別の利害関係を有するものを除く運営委員の過半数によって決する。

- 3 音声通話による会議への参加は、出席とみなす。
- 4 運営委員会の議長は、表決権を有しない。ただし、可否同数の場合は議長の裁決するところによる。
- 5 前3項の定めにかかわらず、電磁的方法により、すべての運営委員から異議がないと認められるときは、運営委員会の決議があったものとみなす。
- 6 運営委員会は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 運営委員の業務の執行の監督
  - (3) 共同代表及び常任委員並びに事務局長の選定及び解職
  - (4) 顧問の選任

(共同代表及び常務委員)

第19条 本会に2名以上9名以内の共同代表を置く。

- 2 共同代表は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 本会は、若干名の常任委員を置くことができる。
- 4 共同代表及び常任委員は、運営委員の互選により選任する。

(顧問)

第20条 本会は、本会の活動に資する助言を得るため、若干名の顧問を置くことができる。

(事務局及び事務局長)

第21条 本会の事務の執行を円滑におこなうために、事務局長のもとに事務局をおく。

- 2 事務局長は、運営委員の互選によりこれを選出する。
- 3 事務局長は、総会及び運営委員会の議長を司る。

(部会)

第22条 本会は、必要に応じて部会を設けることができる。

- 2 部会は、その業務の執行を担当する運営委員の統括のもとで担当業務を執行する。

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(暫定予算)

第24条 運営委員会は、予算が総会の承認を受けるまで、自ら定める暫定予算により会務を運営することができる。

(情報の公開)

第25条 本会は、運営委員会の定める方法により、決算、事業報告書、監査報告書を一般に公開するものとする。

(解散)

第26条 本会は、総会に出席した会員の3分の2の賛成があったとき解散する。

- 2 本会が解散の際に有する残余財産は、非営利公益団体へ贈与するものとし、その贈与は総会で決定する方法によるものとする。

(附則)

1. この規約は、2009年6月14日より施行する。
2. 第23条の定めにかかわらず、初年度の事業年度はこの規約施行の日から、最初に到来する3月31日までとする。